

## 企業会計審議会の審議事項

企業会計審議会においては、以下の事項を審議することとする。

### (1) 会計部会

国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う。

### (2) 監査部会

今後の国際的な監査基準の改訂等を踏まえ、監査基準の改訂について必要な審議を行う。また、監査基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国における国際監査基準の取扱いについて検討を行う。

### (3) 内部統制部会

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しや更なる明確化等について、必要な審議・検討を行う。

### (4) サステナビリティ情報保証部会

国際的な動向を踏まえ、サステナビリティ情報の第三者保証について、国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行う。